ロ　信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第百四十二号）第十一条第十二項第四号に掲げるもの（イに掲げるものを除く。）

ハ　労働金庫法施行令（昭和五十七年政令第四十六号）第五条第十二項第四号に掲げるもの（イ及びロに掲げるものを除く。）

ニ　農林中央金庫法施行令（平成十三年政令第二百八十五号）第七条第十一項第五号に掲げるもの（イからハまでに掲げるものを除く。）

ホ　協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号）第三条第十二項第四号に掲げるもの（イからニまでに掲げるものを除く。）

ヘ　農業協同組合法施行令（昭和三十七年政令第二百七十一号）第一条の十第十一項第五号に掲げるもの（イからホまでに掲げるものを除く。）

ト　水産業協同組合法施行令（平成五年政令第三百二十八号）第十条第十一項第五号に掲げるもの（イからヘまでに掲げるものを除く。）

第二条第一号中「（保険業法（平成七年法律第百五号）第二百七十五条第一項第一号に規定する銀行等をいう。次号において同じ。）」を削る。

附　則

この告示は、平成二十六年十二月一日から施行する。

○金融庁・厚生労働省告示第七号

労働金庫法施行令（昭和五十七年政令第四十六号）第五条第十二項第四号並びに労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省・労働省令第一号）第九十五条の五第二項、第九十六条第二項及び第四項、第九十七条第一項並びに第九十九条第一号及び第二号の規定に基づき、合算関連法人等から除かれる者として金融庁長官及び厚生労働大臣が定める者等を次のように定め、銀行法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百四十二号）の施行の日（平成二十六年十二月一日）から適用する。

平成二十六年十月二十二日

金融庁長官　細溝　清史

厚生労働大臣　塩崎　恭久

（合算関連法人等から除かれる者）

第一条　労働金庫法施行規則（以下「規則」という。）第九十五条の五第二項に規定する金融庁長官及び厚生労働大臣が定める者（信用の供与等（労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号。以下「法」という。）第九十四条第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十三条第一項本文に規定する信用の供与等をいう。以下この条、第四条及び第七条において同じ。）を行う者が金庫である場合に限る。）は、次に掲げる者とする。

一　金融商品取引所（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいい、これに類似する外国に所在するものを含む。）に上場されている有価証券の発行者又は同法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿（これに類似するもので外国に備えられるものを含む。）に登録されている有価証券の発行者

二　他の法人等（労働金庫法施行令（以下「令」という。）第五条第一項第一号ロに規定する法人等をいう。）の子会社（令第五条第四項に規定する子会社をいう。以下この号において同じ。）又は子法人等（令第五条の二第二項に規定する子法人等をいい、子会社に該当するものを除く。）（前号に掲げる者を除く。）

三　受けている信用の供与等の額が、当該信用の供与等を行う金庫（連結自己資本比率（規則第四十七条第一項第三号ロに規定する連結自己資本比率をいう。次号において同じ。）を算出するものに限る。）の労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁・厚生労働省告示第七号。以下「自己資本比率告示」という。）第二条の算式における自己資本の額の百分の五に満たない者（前二号に掲げる者を除く。）

四　受けている信用の供与等の額が、当該信用の供与等を行う金庫（連結自己資本比率を算出しないものに限る。）の自己資本比率告示第十一条の算式における自己資本の額の百分の五に満たない者（第一号及び第二号に掲げる者を除く。）

五　同一人自身（令第五条第一項に規定する同一人自身をいう。第七条第八号において同じ。）の破綻によりその者が連鎖的に破綻する見込みがないことが明らかである者（前各号に掲げる者を除く。）

（債務の保証）

第二条　規則第九十六条第二項に規定する金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定めるものは、自己資本比率告示第四十九条第一項の表百の項の中欄七に掲げる取引（一般的な債務の保証に限り、取引対象資産が貸借対照表（規則第九十六条第一項に規定する貸借対照表をいう。第四条第一項において同じ。）に計上されるものを除く。）とする。

（債務の保証以外のオフ・バランス取引）

第三条　規則第九十六条第四項に規定する金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定めるものは、次に掲げる取引とする。

一　自己資本比率告示第四十九条第一項の表零の項から百の項まで及び同条第二項の表の中欄に掲げる取引（前条に該当するものを除く。）

二　自己資本比率告示第五十条第一項本文の先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引（第七条第六号において「派生商品取引」という。）及び自己資本比率告示第五十条第二項に規定する長期決済期間取引

三　自己資本比率告示第二百二十六条第一項各号に掲げる取引

（オフ・バランス取引の信用の供与等の額の算出方法）

第四条　前二条に定めるものの信用の供与等の額は、自己資本比率告示の規定により算出される与信相当額（当該信用の供与等の額が規則第九十六条各項に規定する貸借対照表の勘定に計上される場合においては、当該信用の供与等の額を除く。）とする。

2　前項の規定にかかわらず、自己資本比率告示第四十九条第一項の表零の項の中欄一に掲げる取引に係る信用の供与等の額は、当該取引に係る想定元本額（見かけの額ではなく、その取引の経済効果を反映した額をいう。）に百分の十を乗じて得た額とする。

（外国政府等）

第五条　令第五条第十二項第四号に規定する金融庁長官及び厚生労働大臣が定めるものは、次に掲げるものとする。

一　自己資本比率告示第二十七条第一項各号の表に規定するリスク・ウェイトが零パーセントである信用リスク区分に係る同項の格付又はカントリー・リスク・スコアが付与された外国政府及び外国の中央銀行

二　自己資本比率告示第二十八条及び第三十一条第二項の規定により、向けられたエクスポージャーのリスク・ウェイトが零パーセントであるもの

（金融機関間取引）

第六条　規則第九十七条第一項各号列記以外の部分に規定する金融庁長官及び厚生労働大臣が定める者は、次に掲げる者とする。

一　銀行

二　長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第二条に規定する長期信用銀行

三　株式会社商工組合中央金庫

四　信用金庫及び信用金庫連合会

五　信用協同組合及び協同組合連合会（中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の九第一項第一号及び第二号の事業を行うものに限る。）

六　労働金庫及び労働金庫連合会